

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年3月21日 09時15分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町加茂漁港入口付近 隠岐加茂港沖防波堤灯台から真方位048° 200m付近 (概位 北緯36° 10.4′ 東経133° 16.9′)
事故調査の経過	平成23年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 105 ^{ゆうせい} 祐生丸、19トン SN2-2858（漁船登録番号）、祐生水産有限会社 22.45m(Lr)×4.44m×1.77m、FRP ディーゼル機関、736kW、平成16年4月27日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月19日 免許証交付日 平成22年4月13日 (平成27年4月12日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	プロペラ、プロペラシャフト及び舵に曲損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、鳥取県境港に漁網を運搬するため、船長が単独の船橋当直に就き、船首約0.30m、船尾約2.50mの喫水で島根県加茂漁港を出港した。 船長は、操縦席に座り、加茂漁港内を手動操舵により、対地速力約10ノットで南進中、携帯電話の電池が切れかけていたので、充電器を探すため、目視とレーダーにより、前方に船がないことを確認してから、針路を加茂港沖防波堤の東方沖に定め、自動操舵に切り替えて南進した。 船長は、操縦席を離れ、充電器を探していたところ、右舷前方至近に本船の前路を左方に横切る態勢の小型船を見て慌てて操縦席に戻り、手動操舵に切り替えて左舵一杯とした。 船長は、本事故当時、気が動転していたので、左舵をとった際、乗揚場所の浅所を知っていたものの、本船の針路が同浅所に向いていることに気付かなかった。 本船は、赤碕南沖に向けて航行し、平成23年3月21日09時15分ごろ赤碕南沖の浅所に乗り揚げた。

	本船は、その後、僚船にえい航されて造船所に入渠した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視程 約3海里（M） 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	船長は、レーダーを0.75Mレンジ、ヘッドアップ表示で作動させていた。 甲板員は、本事故当時、船橋におらず、片付け作業をしていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、加茂漁港内を南進中、船長が、携帯電話の充電器を探しており、見張りを行っていなかったことから、右舷前方至近に前路を左方に横切る態勢の小型船を視認した際、同船を避けようとして左転して赤碕南沖の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、右舷前方至近に小型船を認め、気が動転し、赤碕南沖の浅所に注意を向けることができなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、加茂漁港内を南進中、船長が、見張りを行っていなかったため、右舷前方至近に前路を左方に横切る態勢の小型船を視認した際、同船を避けようとして左転して赤碕南沖の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、船橋当直中は操船に専念すること。	